

太宰府市マンション管理計画認定制度に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、太宰府市長（以下「市長」という。）が行うマンションの管理に関する計画（以下「管理計画」という。）の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、特に定めるものを除き、法及び省令に定めるところによる。

(事前確認適合証の交付)

第3条 法第5条の13第1項に規定する管理計画の認定の申請（以下「認定申請」という。）をしようとする者は、当該申請を行う前に、あらかじめ、法第91条に規定するマンション管理適正化推進センター（以下「センター」という。）が発行する法第5条の14各号に掲げる基準に適合することを証する書面（以下「事前確認適合証」という。）の交付を受けなければならない。

(認定申請)

- 第4条 認定申請をする者は、省令第1条の8第1項に規定する別記様式第1号の認定申請書に、センターから交付を受けた事前確認適合証を添えて、正本1通及び副本1通を市長に提出しなければならない。
- 2 認定申請の際には、センターが提供する管理計画認定手続支援サービスを利用するものとする。
 - 3 省令第1条の8第1項に規定する市長が必要と認める書類は、前条に規定する事前確認適合証とし、同項各号に掲げる添付書類の提出は不要とする。

(認定の通知)

第5条 市長は、前条の認定申請の内容が認定基準に適合すると認めるときは、その認定をするとともに、当該認定を受けた者（以下「認定管理者等」という。）に対し省令第1号の12に規定する別記様式第1号の2の認定通知書により通知するものとする。

(認定の有効期限)

第6条 認定の有効期限は、認定を受けた日の翌日から5年間とし、5年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 認定の有効期間の満了日までに認定更新申請があった場合において、従前の認定は、当該認定の有効期間の満了後も認定更新申請に対する処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 3 前項の場合において、認定の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(認定の更新)

第7条 法第5条の16の規定による認定の更新（以下「認定更新申請」という。）をする者は、省令第1号の13に規定する別記様式第1号の3の認定更新申請書に、センターから交付を受けた事前確認適合証を添えて、正本1通及び副本1通を市長に提出しなければならない。

- 2 認定更新申請については、第3条及び第4条の規定を準用する。

(認定の更新の通知)

第8条 市長は、前条の認定更新申請の内容が認定基準に適合すると認めるときは、その認定をするとともに、当該認定管理者等に対し省令第1号の14に規定する別記様式第1号の4の認定更新通知書により通知するものとする。

(軽微な変更)

第9条 認定管理者等は、省令第1条の15に規定する軽微な変更をしようとするときは、認定管理計画に係る軽微な変更届（様式第2号）に、変更に係る添付書類を添えて、市長に正本1通及び副本1通を提出しなければならない。

(認定を受けた管理計画の変更)

第10条 法第5条の17の規定による認定を受けた管理計画の変更の申請（以下「変更認定申請」という。）をする者は、省令第1条の16に規定する別記様式第1号の5の変更認定申請書に、変更に係る添付書類を添えて、正本1通及び副本1通を市長に提出しなければならない。

(変更の認定通知)

第11条 市長は、前条の変更認定申請の内容が認定基準に適合すると認めるときは、その認定をするとともに、当該認定管理者等に対し省令第1条の17に規定する別記様式第1号の6の変更認定通知書により通知するものとする。

(認定しない旨の通知)

第12条 市長は、第4条に規定する認定申請、第7条に規定する認定更新申請又は第10条に規定する変更認定申請（以下「認定申請等」という。）が、法第5条の14に規定する基準に適合しないと認める場合は、管理計画を認定しない旨の通知書（様式第

3号)により、認定申請等をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第13条 認定申請等をした者は、市長の認定を受ける前に申請を取り下げようとする場合は、取下げ届(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(報告書の徴収)

第14条 市長は、法第5条の18の規定による管理の状況に関する報告を求める場合、管理状況報告依頼書(様式第5号)により認定管理者等へ通知するものとする。

2 認定管理者等は、前項の規定により報告を求められたときは、管理状況報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(管理の取りやめ)

第15条 認定管理者等は、管理計画認定マンションについて法第5条の20第1項第2号の規定による管理を取りやめる旨の申し出をする場合は、管理取りやめ申出書(様式第7号)に、認定通知書、認定申請書の副本及びその添付書類を添えて、正本1通及び副本1通を市長に提出するものとする。また、管理計画の変更認定を受けている場合、変更認定通知書、変更認定申請書の副本及びその添付書類を併せて提出するものとする。

(改善命令)

第16条 市長は、法第5条の19の規定による改善措置を命ずる場合は、認定管理計画に基づく管理に関する改善命令書(様式第8号)により行うものとする。

(管理計画の認定の取消し)

第17条 市長は、法第5条の20第2項の規定による管理計画の認定の取消しを行う場合は、認定管理計画の認定取消通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(認定管理計画の公表)

第18条 市長は、認定申請等をする者が認定を受けた際の公表に同意した場合は、センターと連携して、当該認定管理計画に係るマンションの名称、マンションの所在地、管理計画認定日及び市長が付与する認定コードを公表することができる。

附 則

この要領は、令和8年10月1日から施行する。